

台風第10号を要因とする特別警報に伴う 知事メッセージ

本日（8月28日）13時、気象庁から、非常に強い台風第10号を要因とする特別警報が発表されました。

台風の特別警報は、経験したことのないような暴風、高波、高潮のおそれがある場合に発表されるものです。

奄美地方では引き続き29日にかけて、薩摩、大隅、種子島・屋久島地方では30日にかけて、暴風やうねりを伴った高波に厳重に警戒してください。

さらに、大雨についても30日にかけて警戒が必要です。

薩摩、大隅、種子島・屋久島、奄美地方では、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があり、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。

県民の皆様におかれましては、引き続き、台風対策や避難準備を速やかに行っていただくようお願いいたします。

また、市町村が発表する避難情報等に最大限の注意を払い、台風が接近する前の早めの避難や不要不急の外出を控えていただくなど、命を守る最善の行動をとっていただくようお願いいたします。

令和6年8月28日
鹿児島県知事
塩田 康一